

9月2日から追加募集

太陽光パネル設置費用の一部を助成します

名寄市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業

環境への負荷の少ない新エネルギーの普及促進に寄与することを目的として、市内の新築または既存住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する方に予算の範囲内において補助金を交付する事業です。6月に10件の応募をいただきましたが、今回は5件の追加募集を行います。

●設置住宅

市内の新築または既存住宅の屋根などへ設置するもの。

※店舗および事務所などの併用住宅を含む。建築基準法その他関係法令に違反していないもの

●対象

次の全てに該当する方

- ①本市に住所を有する方または住所を有する予定の方
- ②自らが居住しているまたは居住しようとする市内の住宅に、新たに住宅用太陽光発電システムを設置する方
- ③電力会社と電力需給契約を締結する方
- ④本人および同居の家族が市税などの滞納がない方
- ⑤これまでに補助金の交付を受けたことがない方

●補助金額

1戸あたり7万円（上限4戸、1

補助対象者につき最大28万円）

※5件の追加募集を行います。

●受付期間

9月2日（月）～9月30日（月）

●補助対象経費

次の項目に該当する費用

- ①太陽電池モジュール
- ②架台
- ③インバータ
- ④保護装置
- ⑤接続箱
- ⑥直流側開閉器
- ⑦交流側開閉器
- ⑧配線・配線器具の購入および据付けに要する費用
- ⑨設置工事に係る費用
- ⑩余剰電力販売用電力量計
- ⑪発電電力を測定できる機能を有した機器



※太陽光発電システムのうち「太陽光発電普及拡大センター（J-PE C）」の「住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業技術仕様書」に準じた未使用品であること

●定期報告

モニターとして、発電状況などを報告していただきます

①補助対象設備を設置した翌月から2年間

②発電量などに係るデータを半年ごと提出

前期分（4月～9月）↓10月末まで
後期分（10月～3月）↓翌年4月末まで

●手続きのながれ

①交付申請 受付期間内に、申請書などを提出してください。

②交付決定 内容を審査し、予算の範囲内で交付決定します。なお、申請が予算範囲を超えた場合は、申請者と事業者が市内であることを優先します。

③工事の着手・建売住宅の引渡し 交付決定後、設置工事の着手および建売住宅については引渡しを行ってください。なお、今年度の交付申請については、平成25年4月1日以降に設置工事を着手した場合および建売住宅の引渡しをした場合を含みます。

④完了報告 事業完了後、すみやかに報告してください。

⑤確定通知 内容を審査し、補助金の額を確定します。

⑥請求書提出 確定通知を受けた後、すみやかに請求書を提出してください。

⑦補助金交付 請求後の30日以内に補助金を交付します。

⑧定期報告 設備の設置後2年間、半年ごとに提出してください。

※①～⑦の手続きについて、手続き代行者に依頼できます。

●申し込み・問い合わせ

企画課企画調整係（名寄庁舎3階）

01654③2111

（内線3312）